

特集 2

大阪における今後の同和行政と新たな運動づくりへの挑戦

—同和行政基本方針と同和行政推進プランの具体化にかかわって—

松岡 徹

1 はじめに—同和行政の歴史的転換期

国の特別法にもとづいて実施されてきた同和行政が歴史的転換の時期を迎えている。同和行政の歴史的転換は、ただ単に「地対財特法」が期限切れを迎えるということだけではなく、部落の完全解放という崇高な理念にもとづき幅広い国民運動としてわれわれが求めてきた「部落解放基本法」制定の闘い、国内外における人権問題への関心の高まり、部落差別実態の多様化、さらには、行財政改革や教育改革など国家レベルで推し進められてきている一連の動きなどを背景として始まっている。現行法の期限切れは、転換の始まりにすぎないのである。そし

て、同和行政の転換は、新たな同和行政を今後どのように進めていくのかという部落問題の根本的解決へむけた理念と具体的方向を明らかにすることを求めるとともに、部落解放を実現するわれわれの組織と運動のあり方の問い直しを求めている。

大阪府連合会では、「解放同盟らしい解放同盟」へ、組織と運動の質的発展をめざすとともに、「真に部落解放への支援となりうる事業への転換」をめざして、同和対策事業の改革に取り組む中で、新たな同和行政推進へむけた政策提案とわれわれ自身の運動課題を明らかにする「同和行政推進大綱」と「部落解放新要求白書」を発表（一九九四年一月）してきた。そして、大阪府、大阪市をはじめすべての府下市町村での「同和行政推進大綱」

「部落解放新要求白書」の具体化と新たな運動づくりに取り組んできた。こうした中で、一九九五年八月、大阪府は「同和行政基本方針」を、大阪市は「同和行政の基本的指針」を策定、一九九六年一月には、大阪府では「福祉」「労働」「教育」「保育」「産業」「農業」「住環境」「人権啓発」の八分野で、大阪市では「労働」「農業」を除く六分野における今後の同和行政推進の理念と課題を明らかにした「同和行政推進プラン」を策定した。

現在、大阪府連合会では、「同和行政推進プラン」の具体化をめざす「事業計画」「年次計画」の策定と計画を責任を持って実行していくための「推進体制」の確立へむけた取り組みを進めるとともに、「人権と自立」を基本理念とした新たな運動づくりに着手し始めている。

本稿では、新たな同和行政推進へむけた大阪府連合会の政策提案である「同和行政推進大綱」「部落解放新要求白書」の具体化として策定された「同和行政基本方針」「同和行政推進プラン」と大阪府連合会が取り組んでいる新たな運動づくりについて報告したい。

2 大阪府連合会の政策提案

—「同和行政推進大綱」—

一九九三年の大阪府知事交渉、大阪市長交渉において

べて人間は、生まれながら自由で、尊厳と権利において平等である」とした世界人権宣言の理念を現実化し、発展させるものであること。

第二の視点は、部落問題解決の行政責任の明確化についてである。今後の同和行政推進にあたっては、「同和問題の早急な解決こそ国の責務」であるとした国「同対審」答申および「同和問題の解決は基本的には『国の責務』であり、同時に国民的課題である」ことを認めるとともに、地方公共団体としての大阪府は、当然その責務を分担すべきであり、すすんでその独自性を発揮して同和問題解決のために積極的な努力をはかるべきである。「問題の抜本的解決のために、積極的かつ万全の行政措置をすすめること」を求めた大阪府「同対審」答申（一九九九年）の精神をあらためて再確認すること。

第三の視点は、同和行政の基本的性格の明確な位置づけについてである。それはすなわち、①国の答申が明らかにしたように「同和行政は、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存する限り、この行政は積極的に推進されねばならない」こと。

②特別対策としての同和对策事業は、厳しい部落差別の実態と早急な改善の必要性、およびこれに対する一般対策の限界から導かれた過渡的措置、限時的措置であり、

大阪における今後の同和行政の基本方向を明らかにし、「指針」とするために「同和行政基本方針」を策定することが確認された。大阪府連合会は交渉での確認事項をふまえ、「同和行政基本方針」策定へむけた基本認識をはじめ、盛り込まれるべき内容について明らかにするため大阪府連合会としての考え方をとりまとめたのが、「同和行政推進大綱」と「部落解放新要求白書」である。大阪府連合会は、「同和行政推進大綱」策定にあたって、大阪における同和行政の総括、すなわち、部落問題解決をめざしたこれまでの同和行政の到達点と今日の部落差別の実態をふまえ、同和行政の基本認識を明らかにすることを求めた。

その第一の視点は、同和行政の目的の明確化である。同和行政の目的は、部落問題の解決にあること。すべての部落出身者が誇りを持つてふるさとを語ることでできる社会。社会のすべての構成員が差別意識のくびきから解放された社会。人が人として互いの尊厳を認めあい、高めあう社会。部落問題の解決とは、こうした人権確立社会の建設の中にあること。それは、同時に、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とした憲法第一条や「す

それは今日、同和行政の主要な部分を構成しているといえ、決して同和行政のすべてではなく、あくまでその構成部分に過ぎないこと。③したがって、部落問題の解決のための手法は、特別対策と一般対策を通じた総合施策であり、部落問題解決に役立つ一般施策の確立こそが求められていること。④部落問題の解決をめざす同和行政は、部落差別を支える社会システムの変革をもめざすべきであり、決して「部落対策」に矮小化されるべきものではないこと。⑤同和地区住民の基本的人権の保障をめざす同和行政は、劣悪な住環境や貧困など、部落差別の結果としてある諸困難の対処療法的な緩和策にとどまってはならない。差別の結果に対する補償的措置を出発点にしながらも、地区住民の生活基盤の確立と自立、府民の差別意識の解消、府民との豊かな交わりの実現など、同和行政は人権確立をめざす建設的行政であり、もって人権尊重を貴重とした新しい大阪のまちづくりに寄与するものであること。

あわせて「同和行政推進大綱」では、「同和行政推進の基本視点と課題」を明らかにしている。すなわち、今後の同和行政をいかにすすめていくのかという基本視点である。その第一は、「部落差別の実態に立脚した行政」という視点である。部落差別の存在こそが同和行政の出発

点であり、科学的な実態把握が同和行政推進の一切の前提として求められることである。そのポイントとは、多様化にある部落差別の実態を明らかにすることであり、調査内容の改善、階層別調査の実施、クロス分析や部落別分析の重視、各種相談事業や対策の利用実態をはじめとした日常的な行政施策の活用状況への注目など実態調査の改善および実態把握の工夫である。また、発覚した差別事件の集約はもちろん被差別体験の掘り起こしや府民の差別意識の分析など、部落内外の多様な意識や実態の総合的・継続的な把握が求められているということである。

第二は、「明確な目標と実現への構想を打ち出した建設的行政」という視点である。部落差別の結果に対する補償行政的視点は、同和行政を部落外との「格差是正行政」に押し留めてきた。同和行政は「地区住民の基本的人権の保障」をめざすものであり、諸分野における人権保障の明確な目標設定と、その実現に迫る構想や計画の樹立が求められる。具体的には、教育や保育、福祉や雇用に關する現行の大阪府の基本計画の今日的視点に立った改訂、周辺地域をも含めた環境整備計画、人権啓発推進計画を策定することである。

第三は、「縦割り行政の弊害を排し、地区住民を機軸に、無限發揮するという人間への変革である。そのためには、これまでの同和対策が本当に地区住民の自立を促進してきたのかという、厳しい効果測定をふまえた上で、差別の解消と自立の支援という視点から、「同和対策事業改革」を一層推進する必要がある。その際、特別対策を実施してこなければならなかった一般施策の不十分さ、差別性の改革の必要性があることは火をみるより明らかである。

第五は、「部落外対策の強化」という視点である。部落問題は、「部落の問題」ではなく、部落差別を残している今日の社会のあり様が問われている問題である。したがって部落問題の解決をめざす同和行政には、部落および地区住民に焦点をあてた諸対策とともに部落外対策の一層の強化が求められている。それは、部落問題をはじめ、人権意識の高揚をはかる府民啓発活動の強化。人権啓発団体の育成支援。同和教育や人権教育の一層の充実と地区内外のコミュニケーションづくりの促進。家制度や戸籍制度など、差別を温存、助長する制度や慣習の撤廃。在日外国人、障害者、高齢者、母子父子家庭、婚外子、難病患者など、すべての府民の基本的な人権の確立を目的とした積極的な行政施策の推進などである。

第六は、「すべての行政施策の中に人権の観点を貫く」

すえた総合的行政の推進」という視点である。それは、まさに「同和対策は、多部門にわたる複合的かつ総合的事業であるから、これまでの縦割り行政や窓口行政あるいは特定の部局の請負行政を排除した強力な統一機構の下に事業を行うことが要求される」とした大阪府の一九六九年答申を具体化することである。具体的には、大阪府「同対審」の政策検討機能の強化、同和対策室や同和教育企画室の機能強化、全庁的連携体制の充実、市町村行政との連携強化、さらには総合行政としての生活相談活動の充実、地区住民の生活設計に關わり、各種施策の活用や当事者の努力課題設定など、人を基軸に各種の適切有効なサービスをコーディネートするシステムの開発、解放会館をコントロールタワーとした、地区内施設、職員等の連携機能の強化である。

第四は、「差別撤廃へむけた地区住民の自覚を高め、自立を促進する」という視点である。被差別の立場にある住民の自覚と自立なくして部落差別の撤廃は実現しない。同和行政はその条件整備を担い、これに寄与するものでなければならぬ。われわれがめざす自立とは、ただ単に経済的な自立や対策からの自立ということではなく、さまざまな個性を持った人間が、人生に多様な夢や希望を描き、その目標に向かって自らの持てる力を最大

という視点である。部落差別の撤廃をめざす同和行政は、民主行政・人権行政の原点であり、あらゆる府政の展開にあたっては、普遍的に人権の観点が貫かれなければならない。戦後の「日本国憲法」では、基本的人権の尊重が謳われながらも、部落問題解決のための国策は、一九六五年の「同対審」答申を受けて一九六九年に制定された「同和対策事業特別措置法」まで、二二年間も放置されてきた。国策樹立を求めた先達の闘いによって勝ち取った答申の具体化さえ五年間も放置され、答申完全実施の運動によってようやく勝ち取った法制度さえも部落への事業に限定された特別の対策に矮小化されてきた。憲法を具体化する法律や法律にもとづいて実施される施策やサービスが部落問題を軽視してきたことよって部落差別を温存助長してきた反省をふまえ、あらゆる行政施策に部落問題解決、人権尊重の視点を位置づけるという壮大な作業が求められている。この取り組みを一貫して求めてきたのが同和行政であったはずである。

第七は、「差別撤廃と人権確立を求めた国際的潮流に学ぶ」という視点である。「人種差別撤廃条約」や「子どもの権利条約」の発効、「人権教育のための国連一〇年」のスタートなど、国際的な差別撤廃の取り組みの教訓を、同和行政に活かす努力が求められている。そのポイント

は、差別撤廃は人権の基礎であり、差別はいかなる意味においても合理化されないこと、差別は社会の平穏と世界の平和を脅かすものであり、差別は差別する人びとの人間性をも損なうという差別に対する認識。差別は許すべからざる社会悪として法的に宣言し禁止すること、差別の結果による劣悪な実態に関しては、特別の積極的な施策を講ずることによって改善し、地区住民の自立と解放への人材養成を促進すること、差別意識を教育文化マスメディアなどを通じて積極的な取り組みによって撤廃すること、共生の権利承認の徹底と地区内外住民の積極的な交流連帯という差別撤廃の方策である。こうした国際人権諸条約の理念・内容を具体的に大阪府政に反映させるということである。

第八は、「部落差別行為による被害者の救済措置の確立」という視点である。部落差別行為による被害者の救済は、差別撤廃をめざす責任ある同和行政にあつて極めて重要な機能であり、被害の拡大をくい止め、救済に結びつく有効策の確立が求められる。部落差別行為による被害者の救済にあつては、部落差別行為を停止させる措置の確立、加害者に対する法的責任の追求に関わる支援、就職差別事件などによる被害回復への保障措置の確立、さらには啓発とも関連するが、被害を未然に防止

理システムの確立、新たな同和行政推進の体制があいまってこそ、はじめて新たな同和行政がスタートできるのである。

3 第三期の解放運動の創造 —「部落解放新要書」—

大阪府連合会は、以上の視点からなる「同和行政推進大綱」を部落解放同盟からの政策提案として発表、大阪府、大阪市をはじめとする市町村にその実現を求めるとともに、部落解放へむけた行政責任だけを求めるのではなく、当事者であるわれわれ自身の部落解放へむけた責任と努力、すなわちわれわれ自身の運動課題を明らかにするという視点から「部落解放新要書」を策定し、新たな運動づくりに取り組んできた。「部落解放新要書」は、「人権・啓発」「生活・福祉」「労働」「教育」「保育」「住宅・環境」「産業」「農業」の八つのビジョンから構成されている。

紙面の関係ですべてのビジョンについて述べることはできないが、「生活・福祉・ビジョン」を例に、「部落解放新要書」の考え方を説明してみたい。「生活・福祉・ビジョン」(以下ビジョン)は、部落における福祉の現状、福祉をめぐる新しい状況をふまえ、部落解放のための福

するという観点から、結婚や交際にあつて興信所や探偵社にかわる相談システムの確立や部落問題への誤解や無理解から生じている対立を調停するような機能の確立なども検討される必要がある。

第九に、「府民的課題として部落問題の解決をめざす」という視点である。部落問題の解決は、全府民的課題である。差別撤廃の取り組みに積極的な府民の参加、協力を促す同和行政の展開が求められている。具体的には、部落問題解決に関わる府民合意の形成としての「部落差別撤廃条例」の制定。部落問題や人権問題に積極的に取り組む市民団体や教育団体、企業、宗教団体の育成や支援。マスコミに対する働きかけなどが求められる。

最後に、「同和行政推進大綱」をふまえた新たな部落解放行政の推進計画の策定と計画実行のための進行管理システムの確立である。「大綱」は、三〇年にわたり実施されてきた大阪府における同和行政の成果と課題、今日的な部落差別の実態、部落問題や人権問題を取りまく新たな情勢の変化をふまえ、今後の同和行政推進にあつての基本理念を明らかにしたものにすぎない。大阪府をはじめとした市町村において「大綱」を策定させていくことはもちろんだが、「大綱」の理念を大阪府政の各分野において具体化させる推進計画の策定と推進計画、進行管

第一の目標は、「差別的撤廃」である。痛ましい虐待や無理心中事件など、障害者や高齢者、難病者、ひとり親家庭等への差別は枚挙にいとまがない。就労や教育、医療、社会生活での人権侵害も人びとの自立を妨げ、社会の発展を妨げている。福祉施策の基本は、この社会から差別意識と差別的諸制度を撤廃し、人権尊重に根ざした共生社会の達成をめざすものでなければならぬ。

第二の目標は、「にんげんの尊厳を確保する介護支援」の確立である。長寿化とともに介護を必要とする人達が急増したが、公的介護体制の立ち遅れのために、痛ましい人権侵害が大きな社会問題となっている。部落においても家族介護力の弱体化など、介護保障が切実な課題となっている。いかなる重介護の状況にあつても、「にんげんの尊厳」が侵されない介護の社会的保障の急速な確立がはからねばならない。

第三の目標は、「誰もが享受できる豊かな老後」の実現である。長年の差別の結果、「寿命の格差」は続いている。部落の高齢者の生活基盤の弱さは依然顕著である。「豊かな老後」は、これまでの「自助努力」の延長で格差だけを拡大するものであつてはならない。また、物質

的な豊かさではなく、精神的、文化的なゆとり、豊かさを誰もが等しく享受できるものでなければならぬ。老後生活設計の中心である公的年金制度の確立など豊かな老後生活にむけて、多様な政策を求める。

第四の目標は、「部落差別撤廃への多様な選択肢の保障」である。「同和問題としての社会福祉」の目的は、地区住民の差別撤廃への自覚を高め、自立を促進することである。自立とは、単に経済的なことだけを意味するものではない。部落差別撤廃への確かな進路の獲得である。部落差別撤廃への確かな進路の獲得への方途は、同和对策事業だけでなく、一般福祉施策の活用、改革を含む「多様な選択肢」が提供されるべきである。したがって、「同和問題としての福祉」は、部落の低位性克服にとどまらず、部落差別を撤廃し、すべての人びとの人権を保障する「真の社会福祉」へと発展するものでなければならぬ。

第五の目標は、「当事者活動への支援」である。高齢者や障害者、難病者、ひとり親家庭など、自己決定権をないがしろにした措置主義では、福祉施策は真の効果を上げられない。また、家族を単位とした相互扶助ではなく、個人を単位として自己決定権を尊重する福祉施策へ、粘り強い努力が必要である。あわせて、行政をはじめ社会

全体で当事者活動を支援することが必要である。

第六の目標は、「福祉と人権の発信基地をめざすまちづくり」である。部落に福祉施設や施策が整備され、高齢者や障害者が憂いなく生活できるということだけが、福祉のまちづくりではない。部落が周辺地域とともに、住民参加、ボランティア活動の醸成によって、ノーマライゼーションの理念や部落解放、人権思想を発信する中核として責任ある役割を担っていくことよって、部落解放の主体者としての自己実現をめざす活気あるまちづくりをめざすものでなければならぬ。

第七の目標は、「同和地区の福祉施設・施策の新たな発展」をめざすということである。同和对策事業の成果として、いくつかの地区で老人センター、障害者会館、診療所、福祉作業所、同和地区専従ヘルパー派遣事業など、一般水準より高いサービスを提供する施設・施策が実施されてきた。これは、いずれも同和地区の厳しい差別の実態を改善するための先進的な役割を果たしてきたが、地区の実態の変化や一般福祉施策の進捗などによって、部落差別の撤廃と福祉の発展としての目標にむかつて、新たな発展（改革）を遂げねばならない転換点に立っている。

「介護保障」「健康づくり」「生活・所得支援」「就労保障」「社会参加」「住宅保障」「まちづくり」の八つの項目にわたり、一四六の要求を掲げている。さらに、ビジョンでは、要求実現へむけて、①同和对策事業の改革 ②地区内施設の連携、改革 ③生活相談活動の強化 ④当事者参加の徹底と当事者運動の育成 ⑤市民運動、共同闘争の展開に、取り組むことを打ち出している。

4 「大阪府同和行政基本方針」の策定

大阪府知事交渉、大阪市長交渉での「同和行政基本方針の策定」という確認事項をふまえ、大阪府連サイドから新たな同和行政推進へむけた考え方として、以上述べてきた政策提案を行ってきた。同時に、「推進大綱」と「要求白書」が、大阪府、大阪市の今後の同和行政推進にあたって積極的に具体化されるよう求めてきた。こうした中で、一九九五年八月、「大阪府同和行政基本方針」が策定されたのである。この基本方針は、「これまでの数次にわたる大阪府同和对策審議会からの答申の基本理念や施策の基本方向等を、今日的視点に立って、府の同和行政の基本的な考え方としてとりまとめたものである」とし、

「1、基本的認識」において、「同和問題は人類普遍の原

理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な問題である」「現在においても、同和問題は解決されたとはいえない状況にある」「その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」という基本認識に立ち、大阪府は、当然にその責務を分担し、差別が現存するかぎり、同和問題解決のための同和行政を積極的に推進する」との認識を明らかにした。

「基本方針」は、「2、基本目標」において、「地区外住民の差別意識の解消と、地区住民の自主解放を促進し、自らの選択に基づき自立して生活を送ることができるといった諸条件を整備することにより、部落差別を解消し、同和地区住民の基本的人権が保障された、差別のない社会を実現すること」が、同和行政の目標であることを明記した。今後の同和行政推進にあたっての基本視点として、「基本方針」は、「あらゆる施策の実施にあたっては、すべての人の基本的人権の擁護を基本と」すること、「同和行政は、中略、総合対策であり、有機的かつ計画的な事業の実施に努める」こと、「同和地区をその周辺を含むコミュニティとしてとらえ、市町村のコミュニティづくりとあわせて、地区内外住民相互の平等な人間関係の形成に努める」「多様な課題解決に適切に対応するため、必

要に依じて実態調査等を行う」ことを明らかにした。また、現行の同和対策事業について「同和地区の実態に即して、必要な事業に限定した特別対策を効果的かつ効率的な手法で推進する観点から、そのあり方を検討する」とともに、「同和问题解決の視点に立って、一般対策を有効・適切に活用する」という基本方向を明らかにした。

人権侵害への被害救済など、大阪府連合会が提案した「同和行政推進大綱」の理念や方向がすべて盛り込まれたわけではなく、さまざまな不十分さを持ちつつも、部落問題の根本的解決という崇高な目標を掲げ、新たな同和行政を推進していくための大阪府の基本理念を明らかにした意義は大きい。

5 「同和行政推進プラン」の策定と新たな同和行政の確立をめざして

「大阪府同和行政基本方針」策定をふまえ、大阪府連合会は、一昨年の知事交渉において「基本方針」の理念を各分野ごとに具体化する「同和行政推進プラン」を策定することを確認、昨年一二月、大阪府連合会の政策提案から三年を経て、「教育」「保育」「福祉」「労働」「産業」「農業」「住環境」「人権啓発」の八つの分野において、新たな同和行政の方向と課題を明らかにした「大阪府同

和行政推進プラン」が完成した。

現行法期限切れを機に、三〇年にわたって続けられてきたこれまでの同和行政が大きな転換の時期を迎えている。同和行政の歴史的転換が、同和行政の終結につながったり、同和问题を人権問題一般へ解消するというものであつてはならない。「地対協意見具申」が「同和问题を人権問題の本質からとらえ直す」と指摘したように、部落問題解決へむけた行政施策を人権尊重という視点から再構築するということ。同和行政を部落対策に矮小化するのではなく、多様な部落差別の実態を解決するための施策を、すべての人びとの人権を尊重する施策へと高めていくプロセスに部落解放への展望を見い出そうという方向こそ、新たな同和行政でなければならない。部落と一般との違いを差別としてのみとらえるのではなく、部落と一般との共通する人権侵害の実態を克服する行政施策の構築、すなわち人権行政の確立へ、これまでの大阪における同和行政の成果と課題、そして、人権をはじめとした新たな社会情勢の変化を積極的に活用し、普遍化させていくことに大阪府連合会が求めた政策提案の本質がある。

同和地区を対象に、特別対策という手法で、差別の結果生じた格差の是正をめざす同和行政から、差別を人権確立という視点から、現行の一般施策の点検と見直しを実施すること。加えて、新たに策定、実施される計画や施策に部落問題の解決、人権確立という視点を位置づけるということである。

第二の視点は、第一の視点とも重なって、一般施策を積極的に部落に誘導し、活用するための、つまり、サービスを誘導するためのサービス、一般施策誘導システムを確立することである。

第三の視点は、部落差別の実態が多様化してきていることをふまえ、地区住民の自立へむけた多様なニーズを把握し、総合的かつ継続的に行政施策を提供できる入り口となる総合的相談機能を確立することである。

そして、第四には、行政の理屈や体制で行政施策が個々別々に提供されるのではなく、地区住民の自立へむけてさまざまな行政施策が一つのパッケージとして提供できる行政施策のコーディネート機能を確立することである。

第五には、こうした機能を確立するための地区内公共施設や地区外公施設の改革と施設の役割を担う職員の人資向上である。

一般施策とあわせて、新たな同和行政の推進における特別対策の活用については、従来の特別対策が部落問題

側に目を向けてすべての府民を対象として、特別対策と一般施策という総合施策、すなわち本来あるべき行政施策によって、差別の結果にとどまらず、差別を生み出している原因を解消することをめざす同和行政への転換。これこそが、「大阪府同和行政基本方針」であり、その具体化として策定された「同和行政推進プラン」に他ならない。大阪府連合会の政策提案がすべて府の「基本方針」や「推進プラン」に反映されたわけではない。大阪府連合会では、現在、八つの分野での「推進プラン」を絵に描いた餅にさせないために、「推進プラン」に明らかにされた課題を具体的に解決していくための「推進計画」の策定と計画を責任を持って実行する「推進体制」の確立、そして、計画の実行を定期的に点検するとともに、当事者の立場から問題提起や政策提案ができる「点検・指導体制」の確立を求めている。

とりわけ、「推進プラン」の具体化にあたっては、一般施策の活用と特別対策の活用が問題となってくる。しかしながら、大阪府の考え方は「一般施策を有効かつ適切に活用する」という段階にとどまっておらず、具体的な方針を明らかにさせる必要がある。

その第一の視点は、かつて、一般施策が部落を素通りしてきたという過去の反省をふまえ、部落問題の解決、

の解決にどれだけ効果を上げてきたのかという厳しい効果測定をふまえ、一般施策を積極的に活用する時代にあっても、特別対策が部落問題解決に真に効果があるならば、断固として特別対策を継続・創設するということ。しかし、その場合でも、対策が差別の結果に対する補償に終わるのではなく、差別の原因に目をむける地区住民の自立と自覚を促進するという同和对策事業改革の趣旨が徹底される必要がある。

6 「人権と自立」を理念とした 新たな運動づくりへの挑戦

新たな同和行政がめざすものは、「差別の撤廃」と「自立の支援」である。われわれがめざす「自立」とは、行政が言う「経済的な自立」や「対策からの自立」ではない。われわれがめざす「自立」とは、さまざまな個性を持った人間が、人生に多様な夢や希望を描きその目標に向かって自らの持てる力を最大限発揮できる人間への変革、すなわち「自己実現」に他ならない。そのためには、われわれの中にある「住宅家賃や保育料は安い方がいい」「対策はあつて当たり前、もらつて当然」といったこれまでの生き方や考え方を変えるということ、行政の責任だけを求め、対策を受給することから運動がスタートす

求めた「人権擁護施策推進法」が成立した。こうした社会システム変革に、われわれの運動の成果をしっかりと位置づけ、具体化させることを通して部落問題の根本的解決を実現するということである。

第二は、部落解放、人権尊重を求める多くの市民との「共同闘争・市民運動」という視点である。多様化にある部落差別の実態を、一般との格差や差別としてだけとらえるのではなく、一般との共通する課題としてとらえ、部落を出発点に部落解放、人権確立に共感する共同闘争・市民運動として新たな運動を展開しようということである。

第三は、当事者の自己責任、努力を基本として自己実現をめざす「自立生活創造運動」という視点である。住宅は建った、道路は広がった、公務員も増えた、しかし、われわれの運動がどれだけ人間を変えてきたのかということを厳しく問い直し、自分の生活や人生を、行政まかせにするのではなく、自己責任や努力を基本として、自分自身の生き方や生活を考え直すことができる人間変革の運動を創造するということである。

第四は、人権の二一世紀において部落解放を実現する大阪府連合会、各支部の「組織改革・建設運動」という視点である。かつて、当事者の問題としてとらえられが

るのではなく、自分たちでどうしたら困難を乗り越えられるのかを考え、自分たちで努力することをこれからの運動の基本にして、行政や社会に対して「自立」を支援する施策や社会のあり様を求めていかねばならない。

したがって、新たな同和行政の時代は、いつにも増して、当事者であるわれわれ自身の運動と組織のあり様が問われているし、住民一人ひとりの自己責任と努力が求められている。大阪府連合会は、そのための受け皿とした新しい運動づくりへの挑戦を開始している。大阪府連合会がめざす新しい運動とは、多様化にある部落差別の実態を出発点に、部落差別の当事者をはじめ一人ひとりの府民の自己実現を妨げ、人間と人間の豊かな関係づくりを阻害している差別と人権侵害をなくするということを基本にすえた運動である。部落解放をめざす新たな運動は、次の四つの視点を持って取り組もうと考えている。

その第一は、部落差別の撤廃、人権確立社会の実現をめざす「社会変革創造運動」という視点である。行政や経済、金融や社会保障、財政や教育など、国家的規模での「改革」が進められる中で、国内外の人権への関心の高まりに呼応したわれわれの運動の成果として、「人種差別撤廃条約」の発効や「人権教育のための国連一〇年」のスタート、部落問題を解決するための人権の法制度を

ちであった差別や人権侵害の問題が、今日、多くの人がびとが豊かな人生を送る上での妨げとして問題になってきている。こうした時代にあつて大阪府連合会が、人権の世紀の実現へむけてリーダーシップを発揮していくために、大阪府連合会や各支部自身が自己変革を成し遂げねばならない。

部落差別の撤廃や人権確立へむけ多様な要求や関心を持つ人びとに、絶えず新鮮な刺激や問題提起ができる、最も困難な問題に一番熱心に取り組む、行政や企業、民主団体、そして多くの府民から信頼され、支持されるような部落解放同盟に変身することこそ、新たな運動でなければならぬ。

大阪府連合会では、以上述べてきた理念と基本視点をふまえ、部落解放の実現をめざす新たな運動の組織化に取り組みたい。具体的には、生活・福祉、教育・保育の分野における新たな運動の組織化をきっかけに、ウィングを広げていきたいと考えている。

「行政主導」「行政依存」から「運動主導」「自力自闘」への運動スタイルの転換は、部落解放運動をますます広範な運動に押し広げる。われわれの「自立」を妨げている原因は、すべての府民にも共通する問題でもあるからである。被差別の当事者の要求はもちろん、差別する側

の立場にある人びとの部落解放、人権確立を求める要求をも受け止め、ともに実現するような運動の実践こそが求められている。われわれの先輩達が築き上げてきた部落解放のための財産を守るのではなく、部落解放の実現へむけてその財産を有効活用すること、部落解放へむけた「自立」に足踏みしている人びとへの支援を行政だけにまかせるのではなく、われわれが運動の成果で勝ち取ってきた制度や施策、そして「ひと」「共闘」という財産を積極的に活用して、自分たちの努力と責任で「自立」を妨げる差別と闘うという新たな部落解放運動に今年一年、じっくりと取り組んでいきたい。

人ある限り人権を。

(第2版)

日本国内のみならず、国外の差別・人権問題を、写真を豊富に使ってビジュアルに解説して好評を得た入門書に、最近の情勢を反映させた、より網羅的かつ体系的に学べる1冊。

反差別国際運動日本委員会刊
B5判、127頁
1、600円(税別)

人ある
限り
人権を。

反差別国際運動日本委員会刊

